

## 住民票の写し等の交付に係る本人通知制度

### 本制度の流れ

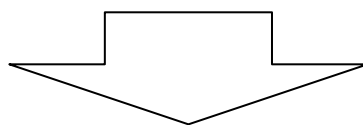
#### ① 希望者は、市民課にて登録の申込みをする。

必要なもの：本人確認書類

(代理人による場合は、委任状)

登録事項：氏名、現住所、通知を希望する戸籍の本籍・住民票の住所など

登録期間：登録した日から3年間（更新可能）



#### ② 市は、第三者（国又は地方公共団体の機関を除く）へ住民票の写し等の証明書を交付した場合、登録者へ「交付通知書」を送付する。

「交付通知書」に記載される内容

①交付年月日

②証明書の種別及び通数

③交付した第三者の種別（代理人又は代理人以外）



#### ③ 登録者は、希望があれば交付請求者の氏名等を確認するための開示請求を行う。

必要なもの：本人確認書類

(代理人による場合は、委任状と委任者の本人確認書類)

交付通知書